

内閣参甲第四九号

昭和二十三年四月六日

内閣總理大臣 芦田均

參議院議長 松平恒雄殿

參議院議員小川友三君提出電話の無い自治警察に関する質問に対し別紙答弁書を送付する。

参議院議員小川友三君提出電話の無い自治警察に関する質問に対する答弁書

一、警察機構の改革に伴い從來の警察署を國家地方警察と自治体警察とで、共用しているものが多いが電話機の増設には所要の予算を計上しなければならぬ。又電話機及び屋内配線には資材を必要とするが都道府縣警察本部に手持品の無い處では新に經濟安定本部の認証が無ければ通信資材は一切入手出来ない（昭和二十三年一月十日經濟安定本部訓令第一号電氣通信施設整備等に関する措置要領参照）ので自治体警察及び都道府縣警察本部で目下努力してあり國家地方警察本部でも出来るだけ速に整備すべく取集中である。

二、全國の電話未開通の自治体警察数は目下照会中であるから報告が集り次第追つて御知らせする。

尙之に要する経費は税制改革等により地方財政が確立するまでは府縣費を以て支弁されるもので連帶支弁金として國庫から半額が補助されることになる、又自治財政確立後においても、制度の切替に伴う必要施設については國庫から所要額の半額を補助する予定である。この額については目下報告を整理中

である。

三、御質問の趣旨は第一の質問と関連して自治体警察自体の電話機が新設されるまで國家地方警察の電話を自治体警察が借用することを指しておられると思うが暫定的の措置としては現在設備を出来るだけ有効に使うという趣旨から致し方がないと思う。